

山梨県公報

第二千四十四号

平成二十二年

五月二十七日

木曜日

目次

使用料の徴収事務の委託	三三五
漁業協同組合の遊漁規則の変更認可(三件)	三三五
県営土地改良事業計画の決定(二件)	三三六
道路の区域変更(三件)	三三六
使用料の徴収事務の委託	三三七
教育委員会	三三七
平成二十二年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規程	三三七

告示

山梨県告示第九十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成二十二年五月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 委託の相手方
甲府市飯田二丁目二番三号 財団法人山梨県国際交流協会
- 二 委託に係る使用料
山梨県立国際交流センターの使用料
- 三 委託の期間
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

山梨県告示第九十三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年五月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 漁業権者の名称及び住所
山梨中央漁業協同組合 甲府市下飯田二丁目八番三十四号
- 二 漁業権の免許番号
内共第二号
- 三 認可に係る変更内容
1 漁場区域内において遊漁をしてはならない区域として、甲府市平瀬町三千百十九番地先万年橋上流四十メートルの平瀬取水口から万年橋下流五十メートルの堰堤までの間の荒川約九十メートルを加えることとした。
2 遊漁料の納付の場所を、組合事務所又は「入漁券販売所中央漁協」の幟旗の立つ場所とすることとした。
3 その他規定の整備を行うこととした。
四 変更後の遊漁規則の施行日
平成二十二年四月九日

山梨県告示第九十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年五月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 漁業権者の名称及び住所
桂川漁業協同組合 上野原市上野原二千五百八十番地
- 二 漁業権の免許番号
内共第八号
- 三 認可に係る変更内容
1 遊漁についての制限内容に以下の制限を加えることとした。
(一) あゆの友釣の区域について、上野原市地内新敵島橋から上流の鶴川を、上野原市松留百四十九番地先の東京電力松留発電所放水路出口標柱から上流の鶴川に変更することとした。
(二) あゆの自由釣の区域について、上野原市松留字上の山三十一番地の標柱(左岸)と同市鶴島字横大附二千七百六十九番地の標柱(右岸)を結ぶ線から下流の桂川及び新敵島橋から下流の鶴川を、上野原市松留字上の山三十一番地の標柱(左岸)と同市鶴島字横大附二千七百六十九番地の標柱(右岸)を結ぶ線から下流の桂川及び上野原市松留百四十九番地先の東京電力松留発電所放水路出口標柱から下流

の鶴川に変更することとした。

(三) あゆの自由釣の区域について、大月市と都留市の境界から下流大月市大月三丁目地内浅利橋までの桂川本流の区域を削り、大月市富浜町鳥沢六百三十一番地先標柱から上流猿橋町猿橋二百八十二番地先標柱までの間の桂川本流の区域を、大月市大月三丁目地内浅利橋までの桂川本流の区域まで延長することとした。

変更後の遊漁規則の施行日
平成二十二年四月九日

山梨県告示第九十五号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年五月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 漁業権者の名称及び住所
山中湖漁業協同組合 南都留郡山中湖村平野五百六番地二百九十六
内共第十三号
- 二 漁業権の免許番号
- 三 認可に係る変更内容
 - 1 遊漁についての制限内容に以下の制限を加えることとした。
 - (一) わかさぎの竿釣について、七月一日から八月三十一日までの期間を禁漁とする。
 - (二) わかさぎ、こい、ふな、うなぎ、うぐい、おいかわ、おおくちばすの遊漁について、遊漁の時間を日の出から日没までとする。
 - 2 遊漁料の納付の場所を、組合事務所又は「山中湖漁業協同組合遊漁券販売所」の幟旗の立つ場所とすることとした。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日
平成二十二年四月九日

山梨県告示第九十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（大草地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十二年五月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十二年五月二十八日から同年六月二十四日まで
- 三 縦覧場所
韮崎市役所
- 四 異議申立期間
平成二十二年六月二十五日から七月九日まで

山梨県告示第九十七号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（日之城地区畑地帯総合整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十二年五月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十二年五月二十八日から同年六月二十四日まで
- 三 縦覧場所
韮崎市役所
- 四 異議申立期間
平成二十二年六月二十五日から七月九日まで

山梨県告示第九十八号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十二年六月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 茅野北杜葎崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	敷地の幅員 (メートル)		
北杜市小淵沢町上笹尾字下駒場一四〇六番の三地先から 北杜市小淵沢町松向字池田九四八番の一地先まで	旧	一〇・〇	五六〇・〇
	新	二二・六	
	旧	一〇・〇	五六〇・〇
	新	二二・六	
	旧	一〇・〇	五六〇・〇
	新	二二・六	

山梨県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十二年六月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 金山大月線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	敷地の幅員 (メートル)		
大月市賑岡町大字浅利字サスヒラ一〇七〇番の二地先から 大月市賑岡町大字浅利字むかい七〇八番の一地先まで	旧	五・一	二二四・〇
	新	二〇・七	
	旧	五・一	二二四・〇
	新	二〇・七	
	旧	五・一	二二四・〇
	新	二〇・七	

山梨県告示第二百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成二十二年六月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北杜八ヶ岳公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	敷地の幅員 (メートル)		
北杜市高根町上黒沢字宮尾根七八六番の一地先から 北杜市高根町上黒沢字前田八四九番の四地先まで	旧	七・〇	一三九・六
	新	一一・〇	
	旧	七・〇	一三九・六
	新	一一・〇	
	旧	七・〇	一三九・六
	新	一一・〇	

山梨県告示第二百一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成二十二年五月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 委託の相手方 山梨県知事 横内正明
- 二 委託に係る使用料 甲府市貢川一丁目四番二十七号 SPS・桔梗屋グループ
- 三 委託の期間 山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園の使用料等
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

教育委員会

山梨県教育委員会教育長訓令第一号

庁 中 一 般
 教 育 事 務 所
 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
 県 立 図 書 館
 県 立 美 術 館
 県 立 博 物 館
 県 立 考 古 博 物 館
 県 立 文 学 館
 県 総 合 教 育 セ ン タ ー
 県 立 学 校

平成二十二年年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規程を次のように定める。

平成二十二年五月二十七日

山梨県教育委員会

教育長 松 土 清

平成二十二年年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、山梨県職員に対する平成二十二年年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規則(平成二十二年山梨県規則第二十五号)第七条の規定により子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(専決)

第二条 教育長は、次の表の上欄に掲げる者に中欄に掲げる者を対象として下欄に掲げる事務を専決させる。

総務課総括課長補佐	本庁の課(課内室を含む。)の職員	一 所属職員等に係る平成二十二年年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号、次号及び第四条において「法」という。)第六条第一項の規定による子ども手当の受給資格及びその額についての認定(第三条において「子ども手当の認定」という。)に関すること。
教育事務所次長	所属職員及び市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員	
埋蔵文化財センター次長	所属職員	

二 前号に規定する職員に係る法
 第八条第一項の規定による子ども手当の額の改定(第三条において「子ども手当の改定」という。)に関すること。

県立図書館副館長		
県立美術館副館長		
県立博物館副館長		
県立考古博物館次長		
県立文学館副館長		
総合教育センター副所長		
県立学校長		

(認定等の請求)

第三条 子ども手当の認定及び子ども手当の改定の請求は、第五条の規定により定める子ども手当認定請求書又は子ども手当額改定認定請求書を提出して行うものとする。

(届出等)

第四条 前条に定めるもののほか法及び平成二十二年年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則(平成二十二年厚生労働省令第五十一号)の規定による届出等については、前条の規定を準用する。

(様式)

第五条 前二条に規定する請求及び届出等に関する書類の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。
 (児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部改正)

2 児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程(昭和四十六年山梨県教育委員会教育長訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「規則」という。」を削る。
 第二条の表を次のように改める。

総務課総括課長補佐	本庁の課(課内室を含む。)の職員	一 所属職員等に係る児童手当法(昭和四十六年法律第七十二号、次号及び第四条において「法」
-----------	------------------	--

教育事務所次長	所属職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に規定する職員	という。）第七条第一項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定（第三条において「児童手当の認定」という。）に関すること。
埋蔵文化財センター次長	所属職員	二 前号に規定する職員に係る法第九条第一項の規定による児童手当の額の改定（第三条において「児童手当の改定」という。）に関すること。
県立図書館副館長		
県立美術館副館長		
県立博物館副館長		
県立考古博物館次長		
県立文学館副館長		
総合教育センター副所長		
県立学校長		

第三条の見出し中「認定」を「認定等」に改め、同条中「及び」の下に「児童手当の」を、「第五条の」の下に「規定により」を、「児童手当認定請求書」の下に「又は児童手当改定認定請求書」を加える。
 第四条の見出しを「(届出等)」に改め、同条中「法」を「前条に定めるもののほか法」に改め、「。以下「省令」という。」を削り、「届出」を「届出等」に、「第三条」を「前条」に改める。
 第五条中「児童手当の認定及び支給等」を「前一条に規定する請求及び届出等」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番